

みやぎ「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、長期間無業の状態や社会参加に向けた支援が必要な状況にある就職氷河期世代を含む中高年層（概ね35歳から59歳まで）等が、仕事や企業、社会などへの理解を深めることを目的として参加する就業体験を県内事業所で受け入れた事業者に対し、予算の範囲内においてみやぎ「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- （1）就業体験 参加者が、みやぎ「働く一歩」応援制度の受注者（以下「受注者」という。）に対して申し込みを行い、事業者の県内事業所において行う就業体験
- （2）参加者 長期間無業の状態や社会参加に向けた支援が必要な状況にある就職氷河期世代を含む中高年層等であって、国若しくは県の就労支援機関又は自立相談支援機関等から支援を受けており、就業体験に参加することにより就労等に結びつく可能性が高いと認められる者
- （3）事業者 県内に事業所を有する事業者

（補助金の交付対象者）

第3 補助金の交付対象となる者は、受注者に対して申し込みを行い、参加者による就業体験を受け入れた事業者とする。

2 次の各号に定める項目に該当している事業者は 交付対象外とする。

- （1）県税に未納がある事業者
- （2）暴力団関係事業者
- （3）風俗営業等関係事業者
- （4）経済的基礎を有していない事業者
- （5）特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業者
- （6）社会保険及び労働保険の未加入、賃金不払い、著しい長時間勤務、内定取り消し、雇用関連法規違反等、その他劣悪な労働環境であることが何らかの根拠をもって疑われる事業者
- （7）その他公序良俗に反する若しくは反するおそれのある事業者

（補助金の額）

第4 補助金の交付額は、就業体験を行う参加者1人につき1日当たり8,000円に就業体験の日数を乗じて得た額とする。ただし、1人当たりの体験日数は原則5日とする。また、1日当たりの体験時間は5時間程度とする。

2 体験時間が2時間半から5時間未満の場合、補助金の交付額は、1日当たり4,000

円とする。

3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、就業体験を実施した日が属する年度の3月10日までに県に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

（1）宣誓書（別記様式第2号）

（2）県税納税証明書（未納がないことの証明）（写し可）（3か月以内に発行されたものに限る。）

（3）参加者が受注者に提出した就業体験申込書の写し

（4）参加者が就業体験を行ったことが分かる書類（日誌、出勤簿の写し等）

（交付決定）

第6 知事は、交付申請書の内容が適当と認められるときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7 第5に規定する交付申請書は、規則第12条第1項に規定する実績報告書を兼ねるものとする。

2 第6に規定する補助金の交付決定の通知は、規則第13条の規定による補助金の額の確定に係る通知を兼ねるものとする。

（補助金の交付方法）

第8 補助金は、規則第13条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

（補助金の返還）

第9 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（1）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（2）不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

（3）その他知事が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

（帳簿及び書類の備付け）

第10 事業者は、補助金に関する書類等について、補助事業の完了した日（当該事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第 11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立し、かつ、当該補助金の財源となる国の交付金が採択された場合に、当該補助金にも適用する。
- 3 就職氷河期「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金交付要綱（令和 2 年 9 月 1 日施行）は、廃止する。

年 月 日

宮城県知事 殿

〔申請者：就業体験受入事業者〕

〒

所 在 地
名 称
代 表 者 名

みやぎ「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金交付申請書（兼実績報告書）
令和 年度みやぎ「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金の交付を受けたいので、補助金等
交付規則第 3 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請金額

円

2 実施報告

参 加 者	(フリガナ) 氏 名			
	生 年 月 日			
就 業 体 験 日 数 ・ 時 間		月 日 時間	月 日 時間	月 日 時間
		月 日 時間	月 日 時間	月 日 時間
		月 日 時間	月 日 時間	月 日 時間
		月 日 時間	月 日 時間	月 日 時間
		月 日 時間	月 日 時間	月 日 時間
		(日間)	(日間)	(日間)
金額①4,000 円 (2 時間半から 5 時間 未満) × 日数		円	円	円
金額②8,000 円 (5 時間以上) × 日数		円	円	円
合計 (①+②)		円	円	円
就 業 体 験 場 所		所在地		
		名 称		
就 業 体 験 内 容				

※１ 補助金の交付額は、就業体験を行う参加者１人につき１日当たり８，０００円に就業体験日数を乗じて得た額とする。ただし、１人当たりの体験日数は原則５日とする。また、１日当たりの体験時間は５時間程度とする。

※２ 体験時間が２時間半から５時間未満の場合、補助金の交付額は１日当たり４，０００円とする。

※３ 補助金は予算の範囲内で交付するものとする。

（８，０００円又は４，０００円×体験日数の合計日数）

３ 振込先

金融機関名 店舗名		銀行・金庫 農協・組合		支店・本店 支所・出張所
預金種別 口座番号	普通・当座			※右詰めで記入すること。
フリガナ				
口座名義人				

４ 添付書類

（１）宣誓書（別記様式第２号）

（２）県税納税証明書（税目「全ての県税」について、補助金を申請する日までに納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないことの証明）（写し可）（３か月以内に発行されたもの。複写により提出する場合、原本と相違ないかを確認するため、原本の提示を求める場合があります。）

（３）就業体験を行う参加者の就業体験申込書の写し

（４）参加者が就業体験を行ったことが分かる書類（日誌、出勤簿の写し等）

連絡先担当者氏名		連絡先	TEL	
			E-mail	

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 所在地
名 称
代表者名

宣誓書

補助金の交付申請を行うに当たり、みやぎ「働く一歩」応援制度就業体験受入補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3第2項に基づき、私は下記のいずれの者でないことを宣誓します。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、宮城県が求める必要な情報及び資料を遅滞なく提出するとともに、調査に協力することに同意します。また、該当することが判明した場合は、要綱第9に基づき、補助金の交付を取り消されること及び補助金の返還が必要なことを確認しました。

記

1 次の暴力団関係事業者

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させる恐れのある事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配する事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している事業者
- (5) 事業者が法人である場合は当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている事業者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- (8) 上記(1)から(7)までに規定する事業者等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者

2 風俗営業等関係事業者

3 経済的基礎を有していない事業者

4 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業者

5 社会保険及び労働保険の未加入、賃金不払い、著しい長時間勤務、内定取り消し、雇用関連法規違反等、その他劣悪な労働環境であることが何らかの根拠をもって疑われる事業者

6 その他公序良俗に反する若しくは反するおそれのある事業者